

広島県告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町東野字脇ノ浦四四七一番一 地先から 豊田郡大崎上島町東野字脇ノ浦四四六九番一 地先まで		八・七〇〇 一〇・二〇〇	九・五〇〇 一〇・八〇〇	一二・四〇〇	拡幅